

第502回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和3年6月23日（水）

午後3時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員17名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員， 委員

5 議 題

第1号議案 福島・茨城相互入会漁業許可の短縮について（諮問）

第2号議案 福島・茨城相互入会漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について（諮問）

第3号議案 茨城県資源管理方針の一部改正について（諮問）

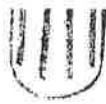
第4号議案 くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

第5号議案 太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について

第6号議案 かじき釣り（トローリング）大会について

6 その他

7 閉 会



資料No. 1-1

漁諮問第4号

茨城海区漁業調整委員会

福島・茨城相互入会の下記漁業に係る許可の有効期間は、令和3年8月31日をもって満了となるが、当該許可の更新にあたっては、別記理由により、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号）第16条第1項に定める許可の有効期間を5年から3年に短縮したいので、同条第2項の規定により意見を求める。

令和3年6月15日

茨城県知事 大井川 和彦



記

- 1 小型機船底びき網漁業のうち板びき網漁業
- 2 小型機船底びき網漁業のうち自家用餌料板びき網漁業
- 3 機船船びき網漁業のうちしらすひき網漁業
- 4 機船船びき網漁業のうちさよりひき網漁業
- 5 機船船びき網漁業のうちおきあみひき網漁業
- 6 せん・かご漁業のうちあなごせん漁業
- 7 せん・かご漁業のうち沿岸かご漁業



(別 記)

福島・茨城入会漁業に係る当該知事許可漁業については、2年ごとに福島・茨城連合海区協議会で操業内容等を協議しており、令和3年5月28日に開催された当協議会において、更新後の許可の有効期間については、従前の2年から1年延長して3年とすることで合意された。

福島・茨城両海区において円滑な漁業調整を図るには、当協議会における合意内容を尊重する必要があり、漁業秩序維持の観点からも適当と考えられるため、茨城県海面漁業調整規則第16条第1項により5年と定められている当該漁業の許可の有効期間を3年に短縮しようとするものである。

福島・茨城連合海区協議会 (R3. 5. 28開催 於：大津漁村センターポート大津) 合意に基づく相互入会漁業許可

有効期間：令和3年9月1日～令和6年8月31日

漁業種類	茨城県船⇒福島県海面					福島県船⇒茨城県海面				
	入会枠(隻)	許可隻数	操業期間	操業区域	備考	入会枠(隻)	許可隻数	操業期間	操業区域	備考
小型機船底びき網漁業 (板びき網)	11		9月1日～ 翌年6月30日	宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋崎灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面		16		9月1日～ 翌年6月30日	小型機船底びき網漁業取締規則第4条2項ただし書きに指定する海域のうち日立市日立鉱山大煙突中心点(北緯36度37分28秒,東経140度37分46秒)から97度の線以北の茨城県海面	
小型機船底びき網漁業 (自家用餌料板びき網)	30		平潟・大津地区 1月1日～9月30日 その他の地区 5月1日～9月30日	いわき市小名浜下神白字番所25-10、番所灯台中心点(北緯36度56分08秒)から90度の線以南の共同漁業権漁場を除く福島県の海面		30		11月1日～ 翌年6月30日	北茨城市磯原町天妃山頂(北緯36度47分43秒)から90度の線以北の海域のうち最大高潮時海岸線に平行して距岸11,000メートル以内の海域で共同漁業権漁場を除いた茨城県海面	
機船船びき網漁業 (しらすひき網)	74		3月1日～ 12月31日	いわき市小名浜下神白字番所25-10、番所灯台中心点(北緯36度56分08秒)から90度の線以南の福島県海面(次の基点、点ア、点イ、点ウを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く) 基点 いわき市勿来町関田北町地内窪田川 川口水門 点ア 基点より110度1,200メートルの点 点イ 点アより190度1,500メートルの点 点ウ 点イより290度の線と最大高潮時海岸線との交点		59		3月1日～ 12月31日	高萩市高戸鼻突端(北緯36度43分11秒)から90度の線以北の茨城県海面	船舶総トン数の上限を7トン未満とする
機船船びき網漁業 (さよりひき網)	80		12月1日～ 翌年4月30日	いわき市小名浜下神白字番所25-10、番所灯台中心点(北緯36度56分08秒)から90度の線以南の福島県海面		80		12月1日～ 翌年4月30日	同上	同上
機船船びき網漁業 (おきあみひき網)	100		2月11日～ 7月31日	合磯岬(北緯36度58分23秒)から90度の線以南の小型機船底びき網漁業(地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業)の禁止区域を除く福島県の海面		100	C海域 D海域	2月11日～ 7月31日	C海域(7トン未満船) 日立市日立鉱山大煙突中心点(北緯36度37分28秒,東経140度37分46秒)から97度の線以北の茨城県海面 D海域(板びき網許可船) 日立市日立鉱山大煙突中心点(北緯36度37分28秒,東経140度37分46秒)から97度の線以北の海域のうち距岸5海里以東の茨城県海面	
せん・かご漁業 (どう漁業)	10		7月1日～8月31日	いわき市小名浜下神白字番所25-10、番所灯台中心点(北緯36度56分08秒)から90度の線以南の小型機船底びき網漁業(地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業)の禁止区域を除く福島県の海面		12		7月1日～8月31日	《あなごせん漁業》 北茨城市小野矢指(塩田川河口)(北緯36度45分27秒)から90度の線以北の共同漁業権漁場を除く茨城県海面 《沿岸かご漁業》 北茨城市小野矢指(塩田川河口)(北緯36度45分27秒)から90度の線以北の海域のうち距岸2,000mから8,000mまでの間の茨城県海面	

●方位は真方位

●許可の有効期間は3年とする

●漁業種類ごとの入会枠数については、操業隻数と許可数との差を見ながら枠数の検討を図っていく

●中型まき網漁業については、令和2年11月16日付け農林水産省告示第2229号により、福島県知事が許可をすることができる船舶等の数が「0隻」、茨城県知事が許可をすることができる船舶等の数が「2隻」となったことから、相互における入会漁業許可が成立しないため、福島・茨城連合海区協議会の協議内容から除外する。今後、当該漁業における農林水産省告示において福島県・茨城県の相互入会が可能になった際には、改めて協議することとする

茨城・福島連合海区協議会（R元. 7. 9開催 於：福島県いわき合同庁舎）合意に基づく相互入会漁業許可

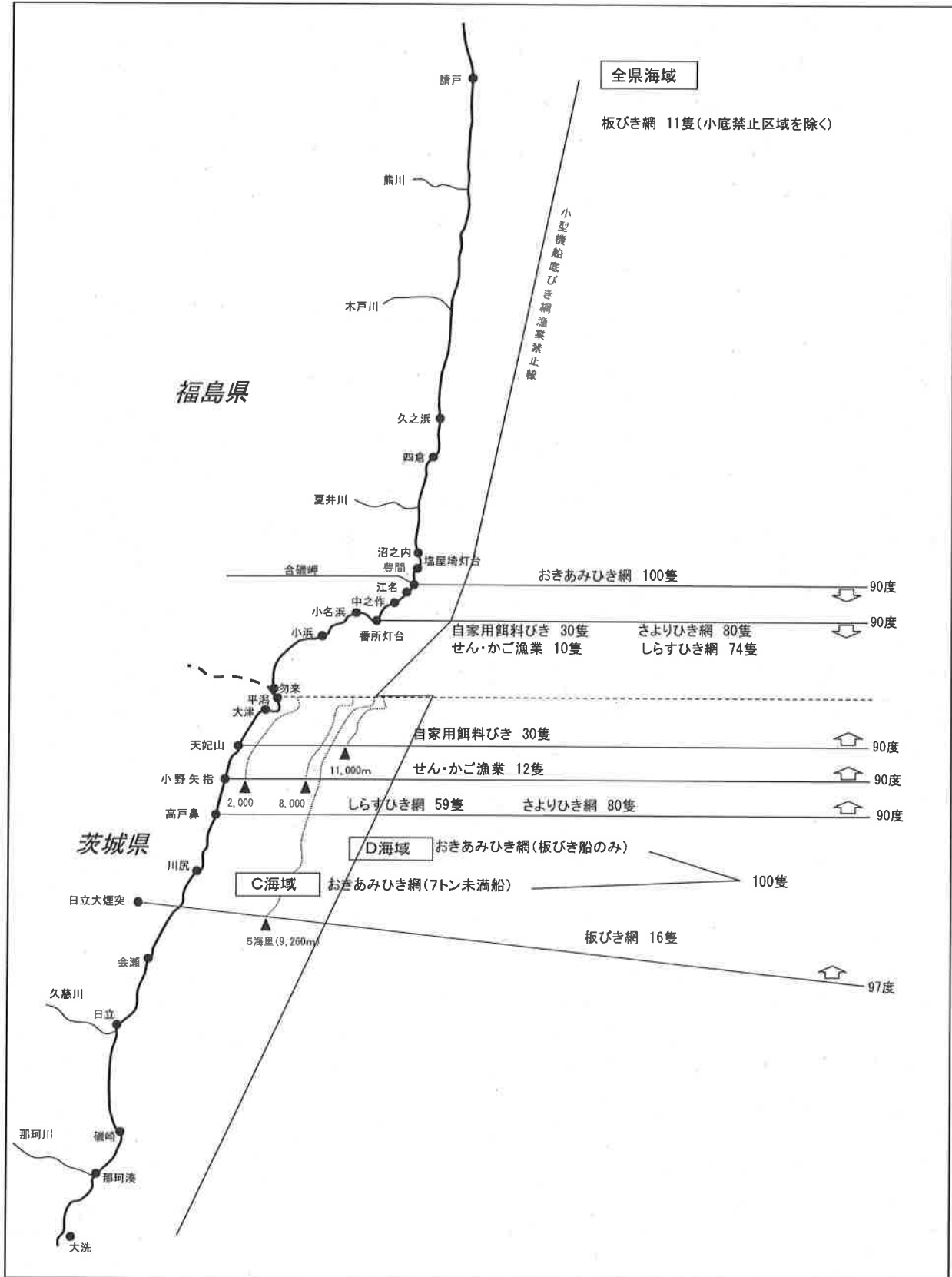
有効期間：令和元年9月1日～令和3年8月31日

漁業種類	茨城県 船 ⇒ 福島県 海面					福島県 船 ⇒ 茨城県 海面				
	入会枠 (隻)	許可 隻数	操業期間	操業区域	備考	入会枠 (隻)	許可 隻数	操業期間	操業区域	備考
中型まき網漁業	3	0	周年	福島県海面（全域）	農水省告示枠とする	1	0	周年	茨城県海面（全域）	農水省告示枠とする
小型機船底びき網漁業 (板びき網)	11	7	9月1日～ 翌年6月30日	小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県海面		16	11	9月1日～ 翌年6月30日	小型機船底びき網漁業取締規則第4条2項ただし書きに指定する海域のうち日立市日立鉱山大煙突中心点（北緯36度37分28秒，東経140度37分46秒）から97度の線以北の茨城県海面	
小型機船底びき網漁業 (自家用餌料板びき網)	30	14	平潟・大津地区 1月1日～9月30日 日立地区 5月1日～9月30日	いわき市小名浜下神白字番所25-10、番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の共同漁業権漁場を除く福島県海面		30	0	11月1日～ 翌年6月30日	北茨城市磯原町天妃山頂（北緯36度47分43秒）から90度の線以北の海域のうち最大高潮時海岸線に平行して距岸11,000メートル以内の海域で共同漁業権漁場を除いた茨城県海面	
機船船びき網漁業 (しらすひき網)	74	71	3月1日～ 12月31日	いわき市小名浜下神白字番所25-10、番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の福島県海面（次の基点、点ア、点イ、点ウを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域を除く） 基点 いわき市勿来町関田北町地内窪田川 川口水門 点ア 基点より110度1,200メートルの点 点イ 点アより190度1,500メートルの点 点ウ 点イより290度の線と最大高潮時海岸線との交点		59	25	3月1日～ 12月31日	高萩市高戸鼻突端（北緯36度43分11秒）から90度の線以北の茨城県海面	船舶総トン数の上限を7トン未満とする
機船船びき網漁業 (さよりひき網)	80	74	12月1日～ 翌年4月30日	いわき市小名浜下神白字番所25-10、番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の福島県海面		80	24	12月1日～ 翌年4月30日	同上	同上
機船船びき網漁業 (おきあみひき網)	100	86	2月11日～ 7月31日	いわき市合磯岬（北緯36度58分23秒）から90度の線以南の小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県海面		100	C海域 24 D海域 1	2月11日～ 7月31日	C海域（7トン未満船） 日立市日立鉱山大煙突中心点（北緯36度37分28秒，東経140度37分46秒）から97度の線以北の茨城県海面 D海域（板びき網許可船） 日立市日立鉱山大煙突中心点（北緯36度37分28秒，東経140度37分46秒）から97度の線以北の海域のうち距岸5海里以東の茨城県海面	
せん・かご漁業 (どう漁業)	10	10	7月1日～8月31日	いわき市小名浜下神白字番所25-10、番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県海面		12	8 1	7月1日～8月31日	《あなごせん漁業》 北茨城市小野矢指（塩田川河口）（北緯36度45分27秒）から90度の線以北の共同漁業権漁場を除く茨城県海面 《沿岸かご漁業》 北茨城市小野矢指（塩田川河口）（北緯36度45分27秒）から90度の線以北の海域のうち距岸2,000mから8,000mまでの間の茨城県海面	

- 方位は真方位
- 許可の有効期間は従前どおり2年とする
- 小型機船底びき網漁業（自家用餌料板びき網漁業）については、令和3年に向けて入会枠数と許可数との差の削減について検討する

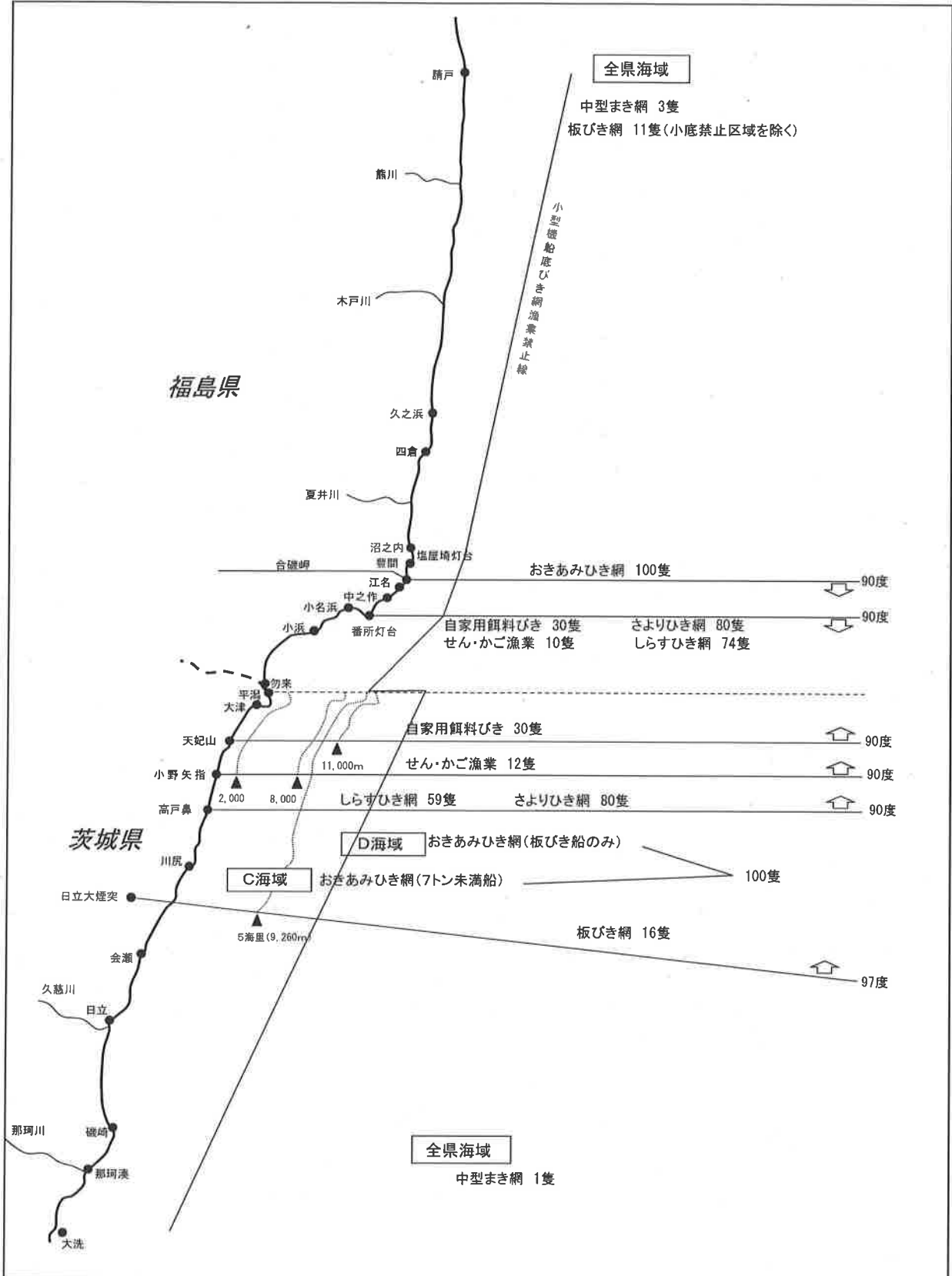
福島・茨城 相互入会漁業操業区域概念図

有効期間: 令和3年9月1日～令和6年8月31日



茨城・福島 相互入会漁業操業区域概念図

有効期間: 令和元年9月1日～令和3年8月31日



漁諮問第7号

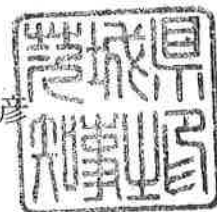
資料No. 2

茨城海区漁業調整委員会

茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号）第12条第1項、第5項及び第7項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準を別記のとおり定めたいので、同条第3項、第5項及び第7項の規定により意見を求める。

令和3年6月23日

茨城県知事 大井川 和彦



(別記)

令和3年8月31日に許可の有効期間が満了する福島茨城相互入会海域で操業する福島県の漁業者に対する知事許可漁業の許可を行うため、茨城県海面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第73号)第12条第1項の規定に基づき、別紙1のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第5項及び第7項の規定に基づき、別紙2のとおり許可の基準を定めるものである。

なお、茨城・福島相互入会漁業に係る当該知事許可漁業の内容については、令和3年5月28日に開催された福島・茨城連合海区協議会において、合意がなされたものであり、福島・茨城相互入会海域において水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図るため適正と考えられることから許可するものである。

「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項に掲げる漁業につき、規則第12条第1項の規定により、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可をすべき期間を次のように定める。

第1 小型機船底びき網漁業（県外船）

1 制限措置

(1) 漁業種類

下表のとおり

(2) 許可等をすべき船舶等の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

下表のとおり

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

下表のとおり

(7) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有し、かつ、福島県知事から当該漁業の許可を受けた者

漁業種類	許可等を すべき船 舶等の数	船舶の 総トン数	操業区域	漁業時期
その他の小型機船底 びき網漁業（板びき網 漁業）	16隻	5トン以上 15トン未満	漁業の許可及び取締り等に 関する省令第75条第2項 ただし書の農林水産大臣が 指定する小型機船底びき網 漁業、海域及び期間（令和2 年農林水産省告示第2235 号）第2の表の第4号の項 の上欄に掲げる海域のうち 日立市日立鉾山大煙突中心 点（北緯36度37分28秒、 東経140度37分46秒）か ら97度の線以北の茨城県 海面	9月1日から 翌年6月30日 まで

その他の小型機船底びき網漁業(自家用餌料板びき網漁業)	30 隻	5 トン未満	漁業の許可及び取締り等に関する省令第 75 条第 2 項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間(令和 2 年農林水産省告示第 2235 号) 第 2 の表の第 5 号の項の上欄に掲げる海域のうち北茨城市磯原町天妃山頂(北緯 36 度 47 分 43 秒) から 90 度の線以北の海域のうち最大高潮時海岸線に平行して距岸 11,000 メートル以内の海域で共同漁業権漁場を除いた茨城県海面	11 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで
-----------------------------	------	--------	--	-------------------------

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 3 年 7 月 12 日から令和 3 年 8 月 13 日まで

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、規則第 14 条第 1 項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。

板びき網漁業

- ① 他の漁業の妨害をしてはならない。
- ② 船舶のブリッジをはち巻状で 5 センチメートル幅に朱色で 2 本塗装しなければならない。

自家用餌料板びき網漁業

- ① 当該漁業で採捕したものは、販売してはならない。
- ② 当該漁業で使用できる網具の浮子網の総長は、20 メートル以内とする。
- ③ 1 航海で採捕できるえびの最高限度は、20 キログラム以内とする。
- ④ 船舶のブリッジをはち巻状で 10 センチメートル幅に朱色で塗装しなければならない。

第 2 機船船びき網漁業(県外船)

(1) 漁業種類

下表のとおり

(2) 許可等をすべき船舶等の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

下表のとおり

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第 3 条第 1 項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和 57 年 7 月 6 日農林水産省告示第 1091 号) 別表の規定による馬力数以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

下表のとおり

(7) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有し、かつ、福島県知事から当該漁業の許可を受けた者

漁業種類	許可等をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期
しらすひき網漁業	59隻	7トン未満	高萩市高戸鼻突端（北緯36度43分11秒）から90度の線以北の茨城県海面	3月1日から12月31日まで
さよりひき網漁業	80隻	1トン以上7トン未満		12月1日から翌年4月30日まで
おきあみひき網漁業	100隻	1トン以上15トン未満	(C海域 7トン未満船) 日立市日立鉾山大煙突中心点（北緯36度37分28秒、東経140度37分46秒）から97度の線以北の茨城県海面	2月11日から7月31日まで
			(D海域 板びき網許可船) 日立市日立鉾山大煙突中心点（北緯36度37分28秒、東経140度37分46秒）から97度の線以北の海域のうち距岸5海里以東の茨城県海面	

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年7月12日から令和3年8月13日まで

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和3年9月1日から令和6年8月31日までとする。
- (2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、規則第14条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。

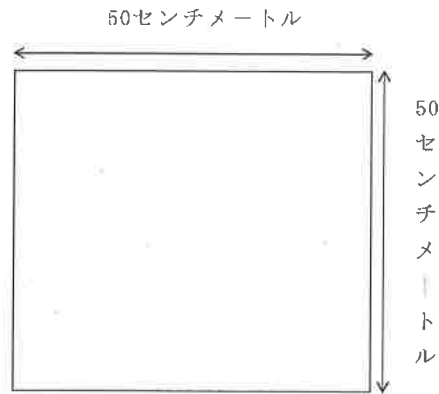
しらすひき網漁業

- ① 夜間操業を禁止する。
- ② 共同漁業権の内容になっている漁業の操業を妨害してはならない。
- ③ 2隻以上の船舶が組になって操業してはならない。
- ④ 船舶のブリッジをはち巻状で10センチメートル幅に黄色で塗装しなければならない。

さよりひき網漁業

- ① 本漁業に使用できるひき網の長さは、それぞれ45メートル以内、漁網の目合は2.75センチメートル以上とする。
- ② 一本釣漁業、はえなわ漁業、たる流し漁業、まき網漁業、しらすひき網漁業及び共同漁業権の内容となっている漁業の妨害をしてはならない。
- ③ 3隻以上の船舶が組になって操業してはならない。
- ④ 本漁業の操業中は、別記様式の標識を掲げなければならない。
- ⑤ 2月11日から4月30日までは、距岸（防波堤は海岸線とみなす）1,000メートル以内の海域で操業してはならない。
- ⑥ 漁港及び港湾の内部並びにその入口周辺において操業してはならない。
- ⑦ 船舶のブリッジをはち巻状で10センチメートル幅に青色で塗装しなければならない。

別記様式 (標識)



標識は黄色布地の旗を船橋上1メートル以上の高さに掲げる。

おきあみひき網漁業

(C海域 7トン未満船)

- ① 共同漁業権の内容となっている漁業の操業を妨害してはならない。
- ② 操業時間は、日の出から日没までとする。
- ③ 2隻以上の船舶が組になって操業してはならない。
- ④ 船舶のブリッジをはち巻状で10センチメートル幅に緑色で塗装しなければならない。

(D海域 板びき網許可船)

- ① 操業時間は、日の出から日没までとする。
- ② 2隻以上の船舶が組になって操業してはならない。
- ③ 船舶のブリッジをはち巻状で10センチメートル幅に緑色で塗装しなければならない。

第3 せん・かご漁業 (県外船)

(1) 漁業種類

下表のとおり

(2) 許可等をすべき船舶等の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

下表のとおり

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準 (昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号) 別表の規定による馬力数以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

下表のとおり

(7) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有し、かつ、福島県知事から当該漁業の許可を受けた者

漁業種類	許可等を すべき船 舶等の数	船舶の 総トン数	操業区域	漁業時期

あなごせん漁業	12 隻	15 トン未満	北茨城市小野矢指（塩田川河口：北緯 36 度 45 分 27 秒）から 90 度の線以北の共同漁業権漁場を除く茨城県海面	7 月 1 日から 8 月 31 日まで
沿岸かご漁業			北茨城市小野矢指（塩田川河口：北緯 36 度 45 分 27 秒）から 90 度の線以北の海域のうち茨城県最大高潮時海岸線に並行して距岸 2、000 メートルから 8、000 メートルまでの茨城県海面	

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 3 年 7 月 12 日から令和 3 年 8 月 13 日まで

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、規則第 14 条第 1 項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。

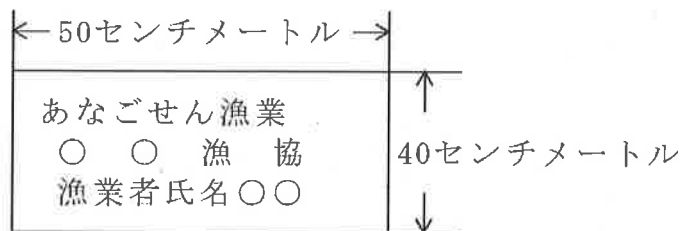
あなごせん漁業

- ① 総トン数 5 トン未満船舶が使用できるせんの数は、400 個以内とする。
- ② 総トン数 5 トン以上 15 トン未満船舶が使用できるせんの数は、500 個以内とする。
- ③ 漁具の敷設中は、漁具の両端に別記様式 1 の標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置しなければならない。

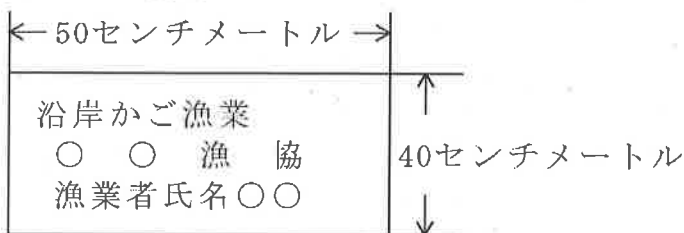
沿岸かご

- ① 総トン数 5 トン未満船舶が使用できるかごの数は、400 個以内とする。
- ② 総トン数 5 トン以上 15 トン未満船舶が使用できるかごの数は、500 個以内とする。
- ③ 漁具の敷設中は、漁具の両端に別記様式 2 の標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置しなければならない。

別記様式 1（標識）



別記様式 2（標識）

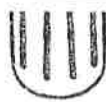


許可の基準

茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第12条第5項及び第7項の規定による許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき船舶・漁業者の数が同条第1項の規定により公示した船舶・漁業者の数を超える場合の許可の基準を次のように定める。

第1 小型機船底びき網漁業（県外船）、機船船びき網漁業（県外船）、せん・かご漁業（県外船）

- 1 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
 - (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。



資料No.3-1

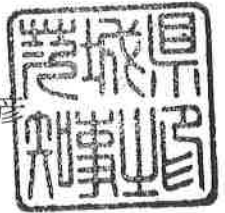
漁諮問第5号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、茨城県資源管理方針（令和2年茨城県告示第1288号）の一部を別紙のとおり改正したいので、同条第10項において準用する同条第4項に基づき意見を求める。

令和3年6月21日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問の理由

農林水産大臣が、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の特定水産資源の資源管理方針のうち、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の管理の手法等の一部を改正したことから、茨城県資源管理方針（令和2年茨城県告示第1288号）においても一部を改正するものである。

○資源管理基本方針

(令和二年十月十五日)

(農林水産省告示第千九百八十二号)

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第三条第一項の規定に基づき、同法第一条の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定の例により、資源管理基本方針を次のように定めたので同条第四項の規定の例により公表する。

農林水産大臣 野上浩太郎

改正 令和二年一二月一日農林水産省告示第二三二三号
 令和二年一二月二八日農林水産省告示第二五二八号
 令和三年二月二二日農林水産省告示第二八二号
 令和三年六月三日農林水産省告示第九四六号

資源管理基本方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

(省 略)

(別紙2) 特定水産資源の資源管理方針

(別紙2-1 くろまぐろ (小型魚))

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称くろまぐろ (小型魚)

特定水産資源の定義くろまぐろのうち、30キログラム未満のものをいう。以下この別紙において同じ。

第2～第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「規則」という。）第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るくろまぐろ (小型魚) を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がくろまぐろ (小型魚) について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあつては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限

までに報告するものとする。

- (1) 当該管理年度中 ((2)に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌々月の 10 日まで

- (2) 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 5 日以内

第 8～第 9 (略)

(別紙 2-2 くらまぐろ (大型魚))

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称くらまぐろ (大型魚)

特定水産資源の定義くらまぐろのうち、30 キログラム以上のものをいう。以下この別紙において同じ。

第 2～第 6 (略)

第 7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

- 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第 26 条第 2 項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の 10 日までに規則第 16 条第 3 項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

- (1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量
(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
(3) 漁獲割当管理区分
(4) 採捕に係るくらまぐろ (大型魚) を陸揚げした日
(5) その他参考となるべき事項 (漁獲割当割合設定者がくらまぐろ (大型魚) について 2 つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあつては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの)

- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、規則第 16 条第 3 項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

- (1) 当該管理年度中 ((2)に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌々月の 10 日まで

- (2) 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 5 日以内

第 8～第 9 (略)

(以下省略)

茨城県資源管理方針 新旧対照表

変更 (案)	現行
<p>茨城県資源管理方針 第1～第8 (略) (別紙1-1)～(別紙1-2) (略) (別紙1-3)</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ (小型魚)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 平潟くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。) 陸揚げした日から3日以内</p> <p>2 大津くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p>	<p>茨城県資源管理方針 第1～第8 (略) (別紙1-1)～(別紙1-2) (略) (別紙1-3)</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ (小型魚)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 平潟くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>2 大津くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p>

変更 (案)	現行
<p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。) 陸揚げした日から3日以内</p> <p>3 川尻くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。) 陸揚げした日から3日以内</p> <p>4 久慈町くろまぐろ (小型魚) 定置漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)</p>	<p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>3 川尻くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>4 久慈町くろまぐろ (小型魚) 定置漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p>

変更(案)	現行
<p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>5 久慈町くろまぐろ(小型魚)漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>6 久慈浜丸くろまぐろ(小型魚)漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>7 磯崎くろまぐろ(小型魚)漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p>	<p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>5 久慈町くろまぐろ(小型魚)漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>6 久慈浜丸くろまぐろ(小型魚)漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>7 磯崎くろまぐろ(小型魚)漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p>

変更(案)	現行
<p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>8 那珂湊くろまぐろ(小型魚)漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>9 大洗町くろまぐろ(小型魚)漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p>	<p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>8 那珂湊くろまぐろ(小型魚)漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>9 大洗町くろまぐろ(小型魚)漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p>

変更 (案)	現行
<p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（<u>漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。</u>）</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>10 鹿島灘くろまぐろ（小型魚）漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（<u>漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。</u>）</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>11 はさきくろまぐろ（小型魚）漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（<u>漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。</u>）</p>	<p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>10 鹿島灘くろまぐろ（小型魚）漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>11 はさきくろまぐろ（小型魚）漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p>

変更 (案)	現行
<p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>12 その他くろまぐろ（小型魚）漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（<u>漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。</u>）</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>第3 ～第5 (略)</p> <p>(別紙1-4)</p> <p>第1 特定水産資源</p> <p>くろまぐろ（大型魚）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>茨城県くろまぐろ（大型魚）漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域</p> <p>中西部太平洋条約海域</p> <p>② 対象とする漁業</p> <p>ア 沿岸くろまぐろ漁業</p> <p>イ 定置漁業</p> <p>③ 漁獲可能期間</p> <p>周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p>	<p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>12 その他くろまぐろ（小型魚）漁船漁業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>第3 ～第5 (略)</p> <p>(別紙1-4)</p> <p>第1 特定水産資源</p> <p>くろまぐろ（大型魚）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>茨城県くろまぐろ（大型魚）漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域</p> <p>中西部太平洋条約海域</p> <p>② 対象とする漁業</p> <p>ア 沿岸くろまぐろ漁業</p> <p>イ 定置漁業</p> <p>③ 漁獲可能期間</p> <p>周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p>

変更（案）	現行
<p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（<u>漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。</u>） 陸揚げした日から3日以内</p> <p>第3～第5（略） （以下 略）</p>	<p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>第3～第5（略） （以下 略）</p>

(別 記)

茨城県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。また、本県の沿岸地域では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能

な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に分配することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、使用漁具の制限や休漁期間の設定など漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び茨城県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 茨城県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第72条第1項第5号で定める漁業のうち総トン数5トン以上の船舶を使用する漁業をいう。以下同じ。）

イ 定置漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第3項で定める漁業をいう。以下同じ。）

ウ ア、イに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まあじ漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業及び定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、板びき網漁業については許可隻数を現状の24隻（認可含む）を上限とする。定置漁業については、免許統数を現状の2か統を上限とする。

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 定置漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量について、免許統数を現状の2か統を上限とする。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 平潟くろまぐろ(小型魚)漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

平潟漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業(太平洋広域漁業調整委員会指示第37号1の(2)に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年(主漁期:10月から12月)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

2 大津くろまぐろ(小型魚)漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

大津漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年(主漁期:10月から12月)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁

獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

3 川尻くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

川尻漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

4 久慈町くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

5 久慈町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

久慈町漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

6 久慈浜丸くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

久慈浜丸小漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

7 磯崎くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

磯崎漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

8 那珂湊くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

那珂湊漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：9月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

9 大洗町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

大洗町漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

10 鹿島灘くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

鹿島灘漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

11 はさきくろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

はさき漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：11月から翌年1月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

12 その他くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

1から11の知事管理区分に定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね95%を平成22年（2010年）から平成26年（2014年）までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に配分し、残りのおおむね5%を県の留保枠とする。また、当該留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、茨城海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要に応じて知事管理区分に追加配分する。

なお、知事管理区分への配分に当たっては、最低数量を500キログラムとし、配分量が500キログラムに満たない場合は、当該知事管理区分に最低数量を配分後、それ以外の知事管理区分に漁獲実績の比率に基づき残量を配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の知事管理区分に定める漁業は、原則として、当該知事管理区分ごとに定めた主漁期の前に目的採捕を行わないこととする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、全ての知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別途、運用指針において定める。

3 漁獲可能量の融通

(1) 関係漁協間で融通の協議が調った場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、県はその内容を公表する。

(2) 県は、必要に応じて、指定漁業、特定大臣許可漁業及び他の都道府県と配分量の融通を行う取組に参加することとし、関係者間で協議が調い、農林水産大臣がその内容を公表した場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、その内容を公表する。

4 遊漁者に対する指導

県は、国と協力をしつつ、遊漁者に対してくろまぐろの資源管理に関する指導を行うものとする。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県くろまぐろ(大型魚)漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ 定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県くろまぐろ(大型魚)漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別途、運用指針において定める。

3 漁獲可能量の融通

県は、必要に応じて、指定漁業、特定大臣許可漁業及び他の都道府県と配分量の融通を行う取組に参加することとし、関係者間で協議が調い、農林水産大臣がその内容を公表した場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、その内容を公表する。

4 遊漁者に対する指導

県は、国と協力をしつつ、遊漁者に対してくろまぐろの資源管理に関する指導を行うものとする。

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

すけとうだら太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県すけとうだら漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、すけとうだらの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるすけとうだらを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県すけとうだら漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業については許可隻数を現状の24隻(認可含む)を上限とする。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業については許可隻数を現状の24隻(認可含む)を上限とする。

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

まさば及びびごまさば太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県まさば及びびごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びびごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 定置漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるまさば及びびごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 定置漁業 周年

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

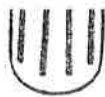
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県まさば及びびごまさば漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業については免許統数を現状の2か統を上限とする。



資料No.4-1

漁諮問第6号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を別記のとおり変更したいので、同条第5項の規定において準用する同条第2項の規定により意見を求める。

令和3年6月21日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問の理由

今般、農林水産大臣が、漁業法第 15 条第 6 項の規定に基づき、くろまぐろに関する令和 3 管理年度における本県の漁獲可能量を変更したことから、同法第 16 条第 1 項に基づき、茨城県資源管理方針に則して知事管理区分に配分する数量を変更するものである。

別記

令和3管理年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる数量

第1 くろまぐろ(小型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
27.9トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
平潟くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	3.788トン
大津くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	4.963トン
川尻くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	2.901トン
久慈町くろまぐろ(小型魚)定置漁業	1.094トン
久慈町くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1.755トン
久慈浜丸小くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1.339トン
磯崎くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1.733トン
那珂湊くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	2.013トン
大洗町くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0.587トン
鹿島灘くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0.500トン
はさきくろまぐろ(小型魚)漁船漁業	5.832トン
その他くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0トン

第2 くろまぐろ(大型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
7.0トン
- 2 知事管理区分に配分する数量
茨城県くろまぐろ(大型魚)漁業に全量を配分する。

3 水管 第 443 号
令和 3 年 5 月 14 日

茨城県知事 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号) 第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

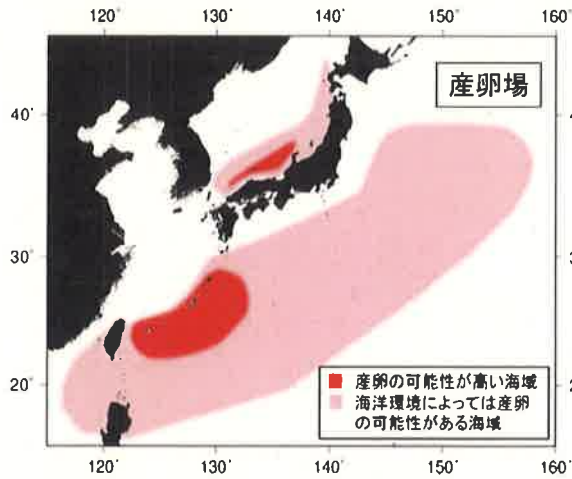
(表) くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量
	(茨城県分)
くろまぐろ (小型魚)	27.9トン
くろまぐろ (大型魚)	7.0トン

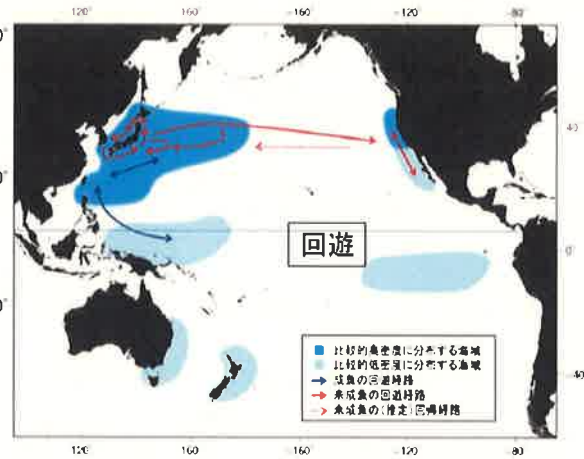


I-1. 太平洋クロマグロの分布・生態について

- 産卵場は、日本水域が中心(南西諸島から台湾東方沖、日本海南西部)
- 小型魚の一部は、太平洋を横断して東部太平洋まで回遊(メキシコにより漁獲)



産卵期: 日本南方～台湾東沖 4～7月
日本海 7～8月

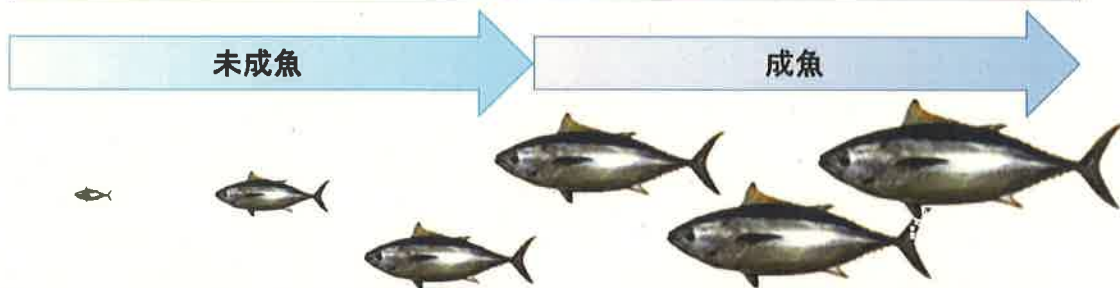


資料:ISCクロマグロ資源評価レポート(2020年)

第20回改正漁業法に係る都道府県担当者会議資料より

I-2. 太平洋クロマグロの成長について

- 3歳で一部が成熟開始(卵を産み始める)、5歳で全てが成熟。
- 体長1m程度では未成熟魚。



0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
19.1cm	58.6cm	91.4cm	118.6cm	141.1cm	159.7cm
0.2kg	4.4kg	16.1kg	34.5kg	58.4kg	85.2kg
漁獲の対象となり始める			全体の20%が成熟	全体の50%が成熟	全体の100%が成熟

資料:ISCクロマグロ資源評価レポート(2020年)

第20回改正漁業法に係る都道府県担当者会議資料より

Ⅲ-6-⑭第6管理期間の漁獲状況(2021年3月31日時点、2021年4月26日公表)

(単位:トン)

△ 30kg未満小型魚	3,104.9	【漁獲上限 4,238.1】	(漁獲率消化状況 73.3%)
(うち 留保 20.0)			
大臣管理漁業(沖合)	852.3	【漁獲上限 1,402.3】	(漁獲率消化状況 60.8%)
△ 大中型まき網漁業	782.9	【漁獲上限 1,306.9】	
△ 近海かつお・まぐろ漁業等	29.0	【漁獲上限 47.0】	
△ かじき等流し網漁業等	40.4	【漁獲上限 48.4】	
△ 知事管理漁業(沿岸)	2,252.6	【漁獲上限 2,815.8】	(漁獲率消化状況 80.0%)

知事管理漁業の都道府県別漁獲状況

都道府県	実績	上限
△ 秋田県	27.2	33.0
△ 山形県	13.7	14.7
△ 新潟県	74.5	85.2
△ 富山県	104.4	134.5
△ 石川県	114.1	134.0
△ 福井県	28.7	35.9
△ 京都府	35.9	41.1
△ 兵庫県	4.6	6.1
鳥取県	3.2	10.8
島根県	56.0	107.7
△ 山口県	123.2	138.1
福岡県	8.3	17.3
佐賀県	1.4	4.1
△ 長崎県	709.8	882.6
熊本県	10.1	11.2

都道府県	実績	上限
△ 北海道	83.1	95.8
△ 青森県	323.7	337.3
△ 岩手県	85.1	93.7
△ 宮城県	59.8	74.4
福島県	1.4	13.6
茨城県	16.9	26.3
△ 千葉県	78.1	103.6
東京都	3.4	15.8
神奈川県	20.9	47.3
静岡県	15.6	35.5
愛知県	0.0	0.1
三重県	28.0	58.7
大阪府	0.0	0.1
△ 和歌山県	36.8	51.9
岡山県	0.0	0.1
広島県	0.0	0.1
△ 徳島県	15.1	16.6
△ 香川県	0.1	0.1
△ 愛媛県	10.5	12.9
△ 高知県	112.1	118.3
大分県	0.3	3.8
△ 宮崎県	24.2	29.9
△ 鹿児島県	21.1	23.5
沖縄県	0.0	0.1

※ 漁獲上限の値は、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別1に定める「くろまぐろ」について(2021年3月18日一部改正)の値を使用

第20回改正漁業法に係る都道府県担当者会議資料より

Ⅲ-6-⑮第6管理期間の漁獲状況(2021年3月31日時点、2021年4月26日公表)

(単位:トン)

△ 30kg以上大型魚	5,317.8	【漁獲上限 6,159.5】	(漁獲率消化状況 86.3%)
(うち 留保 270.4)			
△ 大臣管理漁業(沖合)	3,750.5	【漁獲上限 3,847.8】	(漁獲率消化状況 97.5%)
△ 大中型まき網漁業	3,165.0	【漁獲上限 3,252.1】	
△ 近海かつお・まぐろ漁業等	576.6	【漁獲上限 585.4】	
△ かじき等流し網漁業等	8.9	【漁獲上限 10.3】	
△ 知事管理漁業(沿岸)	1,567.3	【漁獲上限 2,041.3】	(漁獲率消化状況 76.8%)

知事管理漁業の都道府県別漁獲状況

都道府県	実績	上限
△ 秋田県	30.9	34.1
△ 山形県	9.0	11.8
新潟県	33.2	106.2
△ 富山県	12.7	16.8
△ 石川県	11.5	12.9
福井県	6.7	12.9
△ 京都府	23.2	28.5
兵庫県	2.4	10.6
鳥取県	0.1	1.0
島根県	20.8	33.6
△ 山口県	32.6	45.8
福岡県	0.8	8.7
佐賀県	6.0	18.6
長崎県	101.0	197.8
熊本県	1.6	2.8

都道府県	実績	上限
△ 北海道	244.7	271.5
△ 青森県	507.4	545.3
岩手県	53.2	80.6
宮城県	14.0	30.2
福島県	0.0	1.0
茨城県	1.9	4.6
△ 千葉県	70.5	81.7
△ 東京都	41.8	48.8
△ 神奈川県	5.9	6.9
△ 静岡県	29.9	34.0
愛知県	0.0	1.0
三重県	8.9	23.7
大阪府	0.0	1.0
△ 和歌山県	35.6	43.6
岡山県	0.0	1.0
広島県	0.0	1.0
徳島県	1.1	7.4
香川県	0.0	1.0
愛媛県	0.4	6.6
高知県	4.9	19.0
大分県	0.0	7.4
宮崎県	24.0	36.3
△ 鹿児島県	10.1	10.4
△ 沖縄県	220.3	235.2

※ 漁獲上限の値は、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別1に定める「くろまぐろ」について(2021年3月18日一部改正)の値を使用

第20回改正漁業法に係る都道府県担当者会議資料より

漁業法に基づく管理措置について

大臣管理区分における漁獲量が大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときは、大臣は、当該管理区分の漁獲量等を公表（法31条）

採捕数量の公表後、大臣管理漁獲可能量の超過を防ぐため必要があると認める場合には、大臣は、再捕者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる（法32条）

※ 強制力を有しない行政指導

漁獲量が大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、採捕停止等を命令することができる（法33条）

上記命令を受けた者が、採捕停止命令に違反し、引き続き違反するおそれがあると認めるときは、大臣は、使用船舶について停泊命令をすることができる（法34条）

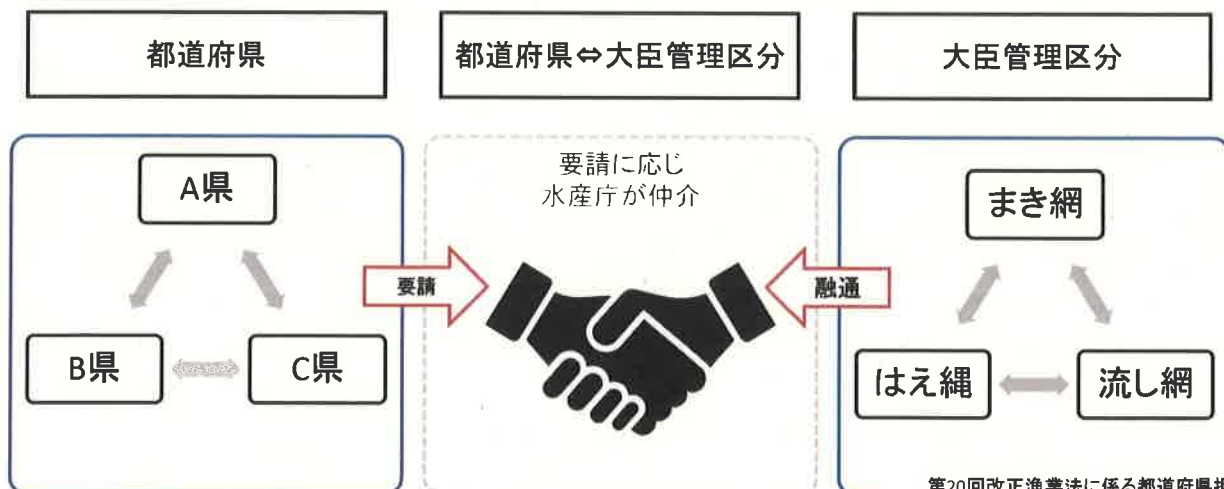
違反者には罰則適用

3年以下懲役又は
300万円以下罰金

第20回改正漁業法に係る都道府県担当者会議資料より

IV-9 配分量の融通のイメージ

- 配分量の融通は大臣管理区分間又は都道府県間において行うことを基本とする。なお、都道府県内の地域や漁業者に消化状況のばらつきがある場合、当該都道府県内での融通を積極的に行う。
- 大臣管理区分と都道府県との間の融通については、都道府県からの要請に応じ水産庁が仲介を行う。

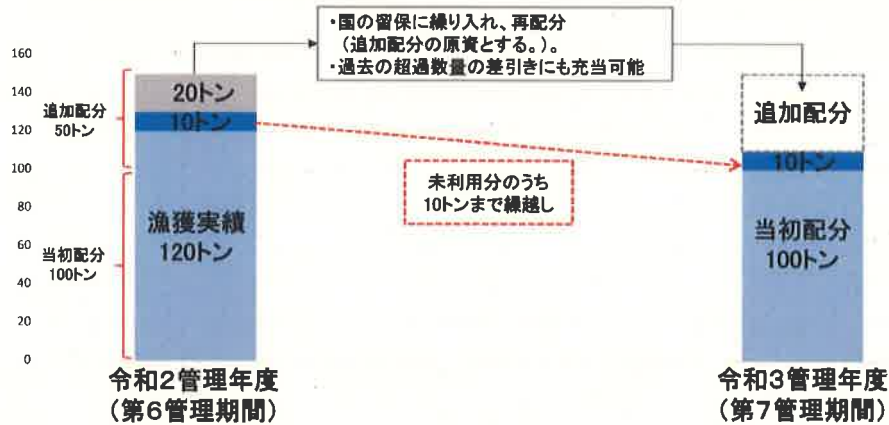


第20回改正漁業法に係る都道府県担当者会議資料より

繰越しの基本的な考え方

- 2020(令和2)年の中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において、我が国の漁獲上限のうち未利用分について、令和2管理年度(第6管理期間)と同様に漁獲上限の17%を上限に繰越可能となった。
- 国内ルールでは、大臣管理区分、都道府県ごとに当初配分量の10%までは繰越可能とし、それを超える数量は国の留保に繰り入れて再配分する(追加配分の原資とする。)
- なお、繰越上限(10%)を超える数量は国の留保とするが、過去の超過数量の差引きにも充当可能とする(融通分除く)。

(例) 令和2管理年度(第6管理期間)の配分量が150トン(当初配分100トン+追加配分50トン)のA県で、令和2管理年度(第6管理期間)の漁獲実績が120トン、未利用分が30トンの場合。



第20回改正漁業法に係る都道府県担当者会議資料より

図 茨城県における令和3管理年度(第7期)くろまぐろ(小型魚・大型魚)漁獲可能量の変更

令和3管理年度(第7期)

当 初		変 更																																																	
小型魚	18.9トン	小型魚	27.9トン (+9.0トン)																																																
→	県 漁獲実績を 除きH22 分配※1	→	県 漁獲実績を 除きH22 分配※1																																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>留保(5%)</td><td>0.945トン</td></tr> <tr><td>平 潟</td><td>2.527トン</td></tr> <tr><td>大 津</td><td>3.311トン</td></tr> <tr><td>川 尻</td><td>1.935トン</td></tr> <tr><td>会瀬(定置)</td><td>0.729トン</td></tr> <tr><td>久慈町</td><td>1.171トン</td></tr> <tr><td>久慈浜丸小</td><td>0.893トン</td></tr> <tr><td>磯 崎</td><td>1.156トン</td></tr> <tr><td>那珂湊</td><td>1.343トン</td></tr> <tr><td>大洗町</td><td>0.500トン</td></tr> <tr><td>鹿島灘</td><td>0.500トン</td></tr> <tr><td>はさき</td><td>3.890トン</td></tr> </table>	留保(5%)	0.945トン	平 潟	2.527トン	大 津	3.311トン	川 尻	1.935トン	会瀬(定置)	0.729トン	久慈町	1.171トン	久慈浜丸小	0.893トン	磯 崎	1.156トン	那珂湊	1.343トン	大洗町	0.500トン	鹿島灘	0.500トン	はさき	3.890トン		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>留保(5%)</td><td>1.395トン</td></tr> <tr><td>平 潟</td><td>3.788トン</td></tr> <tr><td>大 津</td><td>4.963トン</td></tr> <tr><td>川 尻</td><td>2.901トン</td></tr> <tr><td>会瀬(定置)</td><td>1.094トン</td></tr> <tr><td>久慈町</td><td>1.755トン</td></tr> <tr><td>久慈浜丸小</td><td>1.339トン</td></tr> <tr><td>磯 崎</td><td>1.733トン</td></tr> <tr><td>那珂湊</td><td>2.013トン</td></tr> <tr><td>大洗町</td><td>0.587トン</td></tr> <tr><td>鹿島灘</td><td>0.500トン</td></tr> <tr><td>はさき</td><td>5.832トン</td></tr> </table>	留保(5%)	1.395トン	平 潟	3.788トン	大 津	4.963トン	川 尻	2.901トン	会瀬(定置)	1.094トン	久慈町	1.755トン	久慈浜丸小	1.339トン	磯 崎	1.733トン	那珂湊	2.013トン	大洗町	0.587トン	鹿島灘	0.500トン	はさき	5.832トン
留保(5%)	0.945トン																																																		
平 潟	2.527トン																																																		
大 津	3.311トン																																																		
川 尻	1.935トン																																																		
会瀬(定置)	0.729トン																																																		
久慈町	1.171トン																																																		
久慈浜丸小	0.893トン																																																		
磯 崎	1.156トン																																																		
那珂湊	1.343トン																																																		
大洗町	0.500トン																																																		
鹿島灘	0.500トン																																																		
はさき	3.890トン																																																		
留保(5%)	1.395トン																																																		
平 潟	3.788トン																																																		
大 津	4.963トン																																																		
川 尻	2.901トン																																																		
会瀬(定置)	1.094トン																																																		
久慈町	1.755トン																																																		
久慈浜丸小	1.339トン																																																		
磯 崎	1.733トン																																																		
那珂湊	2.013トン																																																		
大洗町	0.587トン																																																		
鹿島灘	0.500トン																																																		
はさき	5.832トン																																																		
	※2		※2																																																
大型魚	6.0トン	大型魚	7.0トン (+1.0トン)																																																
→	※3 全量配 分	→	※3 全量配 分																																																
	県全体 6.000トン		県全体 7.000トン																																																
	※3		※3																																																

※1：茨城県資源管理方針(別紙1-3)第3に基づく配分。

※2：最低数量500キログラム(同上)

※3：茨城県資源管理方針(別紙1-4)第3に基づく配分。

【参考】表① 茨城県における令和3管理年度(第7期)くろまぐろ(小型魚・大型魚)漁獲可能量

小型魚	令和3管理年度(第7期)			【参 考】令和2管理年度(第6期)			
	当初	今回配分	増減	最終	融通後	実績	消化率
茨城県	18.900トン	27.900トン	9.000トン	28.300トン	26.300トン	16.901トン	64.3%
県留保分(5%)	0.945トン	1.395トン	0.450トン	1.413トン	0.000トン	0.000トン	0.0%
平 潟	2.527トン	3.788トン	1.261トン	3.844トン	3.844トン	1.416トン	36.8%
大 津	3.311トン	4.963トン	1.652トン	5.036トン	5.036トン	0.573トン	11.4%
川 尻	1.935トン	2.901トン	0.966トン	2.944トン	2.844トン	2.722トン	95.7%
会瀬(定置)	0.729トン	1.094トン	0.365トン	1.109トン	1.109トン	1.088トン	98.1%
久慈町	1.171トン	1.755トン	0.584トン	1.781トン	1.781トン	1.578トン	88.6%
久慈浜丸小	0.893トン	1.339トン	0.446トン	1.359トン	1.359トン	0.797トン	58.7%
磯 崎	1.156トン	1.733トン	0.577トン	1.759トン	1.759トン	1.231トン	70.0%
那珂湊	1.343トン	2.013トン	0.670トン	2.042トン	1.942トン	1.825トン	94.0%
大洗町	0.500トン	0.587トン	0.087トン	0.596トン	0.596トン	0.274トン	46.0%
鹿島灘	0.500トン	0.500トン	0.000トン	0.500トン	0.500トン	0.051トン	10.3%
はさき	3.890トン	5.832トン	1.942トン	5.917トン	5.530トン	5.344トン	96.6%

大型魚	令和3管理年度(第7期)			【参 考】令和2管理年度(第6期)			
	当初	今回配分	増減	最終	融通後	実績	消化率
茨城県	6.000トン	7.000トン	1.000トン	6.800トン	4.600トン	1.882トン	40.9%
県全体	6.000トン	7.000トン	1.000トン	6.800トン	4.600トン	1.882トン	40.9%

【参 考】表② くろまぐろ(小型魚) 漁獲可能量の県内での配分割合算定根拠

漁業協同組合	H22		H23		H24		H25		H26		漁協別割合 (H22-26)
	漁獲量(kg)	割合(%)	漁獲量(kg)	割合(%)	漁獲量(kg)	割合(%)	漁獲量(kg)	割合(%)	漁獲量(kg)	割合(%)	
平 潟	4,989	25.582	5,248	8.724	4,747	22.633	1,633	7.344	634	7.435	14.344
大 津	6,752	34.622	3,471	5.770	954	4.548	4,445	19.993	2,476	29.030	18.793
川 尻	1,758	9.014	513	0.853	2,106	10.041	4,054	18.235	1,431	16.780	10.985
会瀬((定置)	462	2.369	84	0.140	834	3.976	1,517	6.823	631	7.397	4.141
久慈町	1,869	9.584	3,954	6.573	1,259	6.003	2,257	10.150	78	0.919	6.646
久慈浜丸小	978	5.015	1,759	2.924	517	2.465	1,953	8.784	525	6.160	5.070
磯 崎	980	5.025	2,462	4.093	1,258	5.998	1,426	6.413	963	11.286	6.563
那珂湊	1,064	5.456	4,175	6.941	1,246	5.941	1,623	7.300	1,064	12.470	7.621
大洗町	312	1.600	505	0.840	637	3.037	929	4.180	125	1.466	2.224
鹿島灘	36	0.185	1,014	1.686	568	2.708	660	2.967	8	0.098	1.529
はさき	302	1.549	36,969	61.457	6,848	32.650	1,736	7.809	593	6.957	22.084
計	19,502	100.000	60,154	100.000	20,974	100.000	22,233	99.998	8,529	100.000	100.000

茨城県資源管理方針(別紙1-3)第3に基づく配分

広域漁業調整委員会

1 目的

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について、協議調整を行う。本県は太平洋広域漁業調整委員会に所属している。

※ 太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会の3つが設置されている。

2 設置根拠

漁業法（平成 30. 12. 14 一部改正）第 152 条第 1 項

3 太平洋広域漁業調整委員会の委員構成

委員数 28名

各海区代表 18名（都道府県互選）

漁業者代表 7名（大臣選任）

学識経験者 3名（大臣選任）

4 茨城海区の互選委員

任 期	氏 名	茨城海区委員会 における役職	備 考
H13. 10. 1 ～H14. 10. 22	篠崎 道雄	会長	
H14. 10. 23 ～H16. 8. 19	山田 静男	会長	会長交代による交代
H16. 8. 20 ～H20. 8. 21	深澤 勝久	会長	会長交代による交代
H20. 8. 22 ～H21. 12. 8	渡辺 一夫	会長	会長交代による交代
H21. 12. 9 ～H24. 8. 23	西念 幸吉	会長代理	※水産庁の要請による交代
H24. 8. 24 ～H28. 8. 17	別井 一栄	会長	会長交代による交代
H28. 8. 18 ～R 3. 4. 20	大川 雅登	会長	会長交代による交代
R 3. 4. 21 ～R 3. 9. 30	高濱 芳明	会長	会長交代による交代
R 3. 10. 1 ～R 7. 9. 30			任期満了による

広域漁業調整委員会について

1 委員会の設置

広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行うことを目的に、平成13年の漁業法の改正により国の常設機関として設置されています。(漁業法第152条)

また、委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会が設けられています。

- ・ 太平洋広域漁業調整委員会 (太平洋北部会、太平洋南部会)
- ・ 瀬戸内海広域漁業調整委員会
- ・ 日本海・九州西広域漁業調整委員会 (日本海北部会、日本海西部会、九州西部会)

2 委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行います。

- ① 複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討
- ② 資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動
- ③ ①に関連する漁業調整

3 委員構成

各委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者(瀬戸内海除く)並びに学識経験者で構成され、それぞれの構成委員は以下のとおりです。(漁業法第153条)

- ① 太平洋広域漁業調整委員会委員数：全28名
(都道府県互選委員18名、農林水産大臣選任委員(漁業を営む者7名、学識経験者3名))
- ② 瀬戸内海広域漁業調整委員会数：全14名
(都道府県互選委員11名、農林水産大臣選任委員(学識経験者3名))
- ③ 日本海・九州西広域漁業調整委員会数：29名
(都道府県互選委員19名、農林水産大臣選任委員(漁業を営む者7名、学識経験者3名))

広域漁業調整委員会の海域区分



広域漁業調整委員会の区分について

広域漁業調整委員会	部会	都道府県	関係海区漁業調整委員会	広域漁業調整委員会の委員構成
太平洋広域漁業調整委員会	太平洋北部会	北海道 青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県 6道県	渡島、胆振、日高、 釧路・十勝、根室 青森県東部 岩手県 宮城県 福島県 茨城県 10海区	委員数 28 海区代表 18 漁業者代表 7 学識経験者 3
	太平洋南部会	千葉県 東京都 神奈川県 静岡県 愛知県 三重県 和歌山県 徳島県 高知県 愛媛県 大分県 宮崎県 12都県	千葉県 東京都 神奈川県 静岡県 愛知県 三重県 和歌山県 徳島県 高知県 愛媛県 大分県 宮崎県 12海区	
瀬戸内海広域漁業調整委員会		和歌山県 大阪府 兵庫県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 11府県	和歌山 大阪 兵庫県瀬戸内海 岡山 広島 山口県瀬戸内海 徳島 香川 愛媛 福岡県豊前 大分 11海区	委員数 14 海区代表 11 学識経験者 3
日本海・九州西広域漁業調整委員会	日本海北部会	北海道 青森県 秋田県 山形県 新潟県 富山県 6道県	石狩・後志、檜山、渡島、 網走、宗谷、留萌 青森県西部 秋田県 山形県 新潟、佐渡 富山 12海区	委員数 29 海区代表 19 漁業者代表 7 学識経験者 3
	日本海西部会	石川県 福井県 京都府 兵庫県 鳥取県 島根県 6府県	石川 福井 京都 但馬 鳥取 島根、隠岐 7海区	
	九州西部会	山口県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 鹿児島県 沖縄県 7県	山口県日本海 筑前、福岡県有明 佐賀県松浦、佐賀県有明 長崎県南部、長崎県北部、 五島、対馬 熊本県有明、天草不知火 鹿児島、熊毛、奄美大島 沖縄 15海区	

カジキ釣り（トローリング）大会について

令和2年6月23日
茨城県農林水産部漁政課

標記大会については、平成18年以降、大洗マリーナ等から開催要望があり、海区漁業調整委員会において計画内容を審議のうえ、特別採捕許可を発給してきた。本年度も同大会の開催が計画されており、主催者側より申請書の提出があった。

1 カジキ釣り大会に係る特採許可発給の方針について

(1) 許可の基準・方針

本県海域でのトローリング（ひき縄釣り）は、茨城県海面漁業調整規則第41条の規定により、遊漁者が可能な採捕の方法として認められていないが、カジキトローリング大会の開催による地域振興への寄与と漁業への影響について調査研究を行うため、以下の基準を満たす大会の主催者に対し試験研究等の特別採捕許可を発給する。

- ・漁業調整上重大な支障が生じる恐れがないこと。
- ・地元団体の主催・共催等による釣り大会であって、地元市町村の後援があり、地元漁業協同組合の同意を得ていること。
- ・茨城県に所在する漁港・マリーナ等を根拠地として行われる大会であること。

(2) 許可の内容（採捕区域・期間）

- ・採捕区域は、茨城県海面のうち距岸10海里から20海里までの区域内とする。
- ・採捕期間は、7月1日から9月30日までの期間内とする。

(3) 許可の制限・条件

許可に際して、次の制限又は条件を付ける。

- ・採捕を行うときは、指定された標旗を見やすい場所に掲揚する。
- ・採捕を行うときは、操業船から3マイル以上離れなければならない。
- ・知事の指定した茨城県の職員の乗船又は立会いを拒否してはならない。
- ・許可を受けた者及び採捕従事者は、採捕した水産動植物を販売してはならない。
- ・釣り大会の実施に際して、安全対策を十分に講じること。
- ・採捕終了後は、速やかに出航日ごとの航行記録、採捕数量、漁業への影響、地域振興の貢献度を取りまとめ報告する。

2 本年度の大会について

(1) 運営主体

いばらきビルフィッシュトーナメントネットワーク

大洗マリーナ利用者協議会、(株)茨城ポートオーソリティ大洗支社※

※特別採捕許可申請者

(2) 大会日程

2021 大洗カジキ BIG-1 カーニバル：7～9月の土日祝（計31日）

(3) 漁船とのトラブル防止対策

- ・各参加艇には、規則等を遵守する旨の誓約書（P.9）の提出を求める。
- ・操業船とカジキ釣り船の操業や輻輳に関する無線通信については、茨城県漁業無線局が中継し、事故やトラブルを防止する。
※底びき網無線（40MHZ） ※カジキ釣り無線（150MHZ）

(4) その他

- ・主催者が、大洗町及び大洗町漁業協同組合から同意を得ている。
- ・採捕された水産動植物は放流されるか（カジキについては標識後に放流）、漁協に寄付される予定。

<参考>近年のカジキ釣り大会開催結果について

採捕実績：

開催日	許可隻数	採捕従事者	カジキ採捕量	再放流尾数
H30.7. 1～9.30 (30日)	73 隻	494 名	1,843kg (30尾)	51 尾
R 1.7. 6～9.29 (30日)	57 隻	360 名	2,197kg (27尾)	26 尾
R 2.7. 4～9.27 (31日)	34 隻	248 名	980kg (11尾)	17 尾

※採捕量は陸揚げされた数量。再放流尾数は、洋上で標識を付けて再放流した尾数。

漁業への影響：

①船舶の輻輳

昨年度の大会において、船の輻輳及び操業船とのトラブルに係る報告はなかった。

②資源への影響

本県においては、南部海域を中心にカジキを対象としたはえなわ操業が行われているが、冬～春季に操業が行われており、大会期間中の資源利用上の競合はなかった。

また、参加者へ全国的なクロマグロの資源管理の取り組みについて資料を配布し、理解と協力要請を行った。

昨年度大会における地域振興への貢献：

大会期間中の参加者による地元商店等の利用、使用船舶の燃料給油による経済効果（主催者報告）は以下の通り。

令和2年度の特別採捕許可における経済的効果（直接効果）

=56,006,000円

様式10号

特別採捕許可申請書

令和3年6月16日

茨城県知事 殿

住所 茨城県東茨城郡大洗町港中央2番地

氏名 茨城県大洗マリーナ指定管理者

株式会社 茨城ポートオーソリティ 大洗支社

支社長 小澤 正哉



下記により特別採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

1 目的

レジャーボートによる「カジキ」釣り大会を実施し、引き網(トローリング)漁法が、漁業者の操業及び漁獲にどのような影響を与えるか、また、これをマリンレジャーのイベントとして実施した場合、漁業振興・地域振興にどのような貢献ができるか調査することを目的とします。(詳細「特別採捕計画書」添付)

2 適用除外の許可を必要とする事項

茨城県海面漁業調整規則 第41条

3 使用船舶

別紙添付「参加船舶明細」による

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数
- (5) 所有者氏名

4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)

名称 カジキ

数量 3,000kg (約150kg×20匹)

5 採捕の期間

令和3年7月3日(土), 4日(日), 10日(土), 11日(日), 17日(土), 18日(日), 22日(木)海の日, 23日(金)スポーツの日, 24日(土), 25日(日), 31日(土)の11日間

但し、当日荒天の場合は中止とします。

6 採捕の区域

別紙添付，計画書「採捕海域」による

7 使用漁具及び漁法

別紙添付，計画書「カジキ釣りの道具(タックル)」及び「カジキ釣り釣法」による

8 採捕に従事する者の住所及び氏名

別紙添付「参加者名簿」による

9 制限又は条件

特別採捕にあたっては，下記事項について遵守することを確約します。

- (1) 採捕を行うときは，規定の標旗を船舶の見易い場所に掲示します。
- (2) 漁業等に被害を与えた場合は，その損害を賠償するものとします。
- (3) 知事の指定した茨城県職員の乗船又は立会いを，受け入れることとします。
- (4) 採捕した水産動植物は，販売しないこととします。
- (5) 操業船の3マイル以内でトローリングを行わないことを参加艇に周知します。
- (6) カジキ以外の混獲漁については，計測後，放流することを参加艇に周知します。

10 添付書類

- (1) 特別採捕計画書
- (2) 参加船舶明細
- (3) 参加者名簿
- (4) 誓約書
- (5) 登記簿謄本
- (6) 大洗町漁業協同組合の同意書
- (7) 大洗町の同意書
- (8) 近隣の漁業協同組合への通知書

特別採捕計画書

(カジキ釣り大会実施計画書)

【大会開催の目的】

レジャーボートによる『カジキ（ビルフィッシュ）』捕獲を下記内容で試験的に実施し、風評被害払拭と地域振興にどのような貢献ができるか調査することを目的とする。

【採捕の方法】

フィッシングイベント（釣り大会）として実施する。事前募集により参加船舶及び従事者を確定し、特別採捕規定の遵守及び航行記録等の提出並びに安全確保を周知徹底する。

大会名及び日程

① 2021大洗カジキBIG-1カーニバル（7月大会）

令和3年7月3日（土）、4日（日）、10日（土）、11日（日）、17日（土）、18日（日）、
22日（木）海の日、23日（金）スポーツの日、24日（土）、25日（日）、31日（土）の11日間

② 2021大洗カジキBIG-1カーニバル（8月大会）

令和3年8月1日（日）、7日（土）、8日（日）、9日（月）山の日、14日（土）、15日（日）、
21日（土）、22日（日）、28日（土）、29日（日）の10日間

③ 2021大洗カジキBIG-1カーニバル（9月大会）

令和3年9月4日（土）、5日（日）、11日（土）、12日（日）、18日（土）、19日（日）、
20日（月）敬老の日、23日（木）秋分の日、25日（土）、26日（日）の10日間

*タイムスケジュール

5:00~6:00	出艇申告
6:00~6:15	乗船・無線チェック（指定海域にて待機）
6:30	スタートフィッシング
10:00・14:00	定時無線連絡（ロールコール）
15:00	ストップフィッシング
16:00~17:30	審査・検量・写真撮影
17:30	締切

運営主体 いばらきビルフィッシュトーナメントネットワーク
大洗マリーナ利用者協議会
（株）茨城ポートオーソリティ大洗支社

会場 茨城県大洗マリーナ

採捕海域 茨城県距岸10~20海里

参加予定 約60隻

大会趣旨 2021大洗カジキBIG-1カーニバルは、これまでの採捕実績（カジキの採捕率の高さ）を利用して「豊かな大洗の海」を全国にアピールするとともに、採捕したカジキを町興しのツールとして再利用するために開催する。

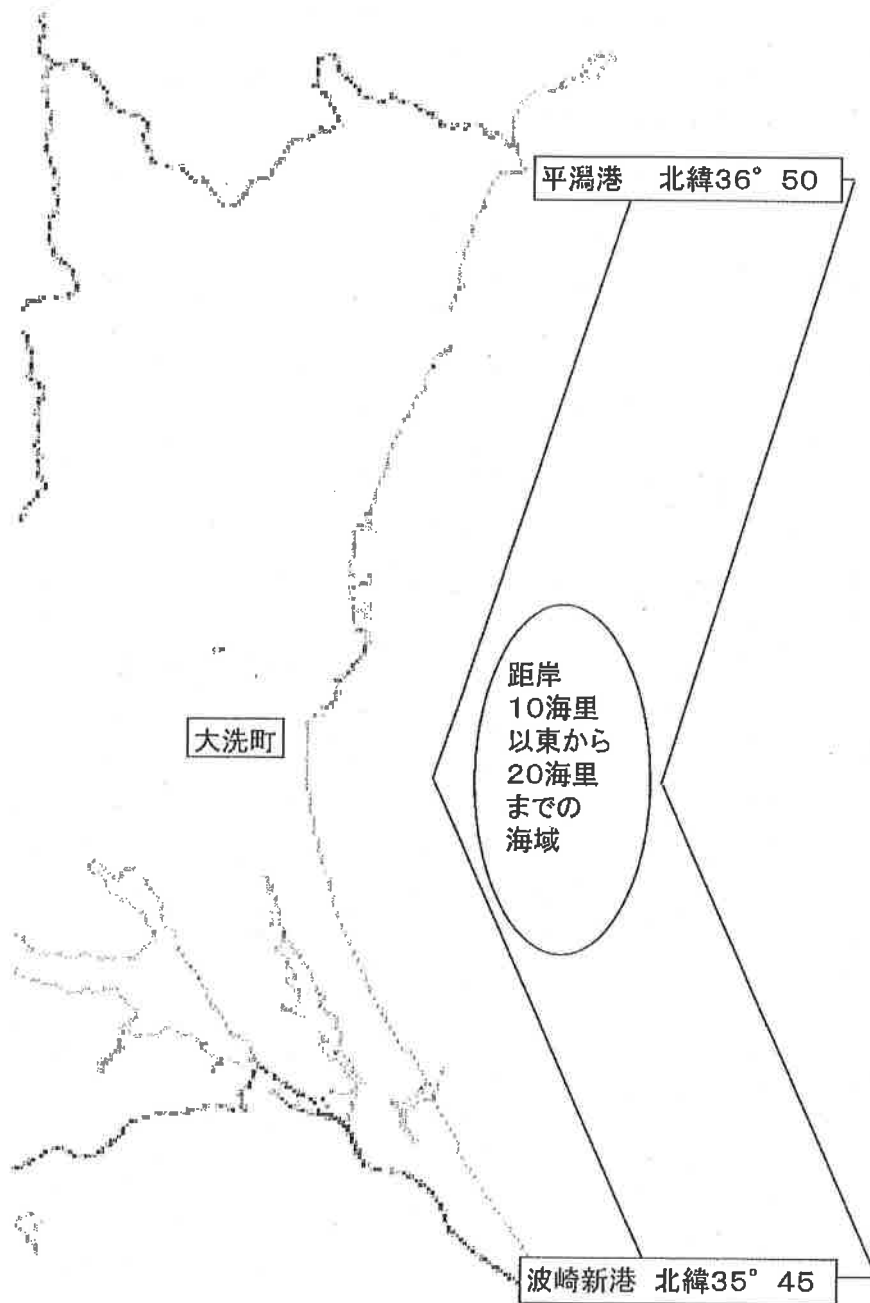
添付書類 カジキの釣法、カジキ釣り具（タックル）、海域図面

【特別採捕結果の報告】

実施結果については、下記内容を速やかに報告する。

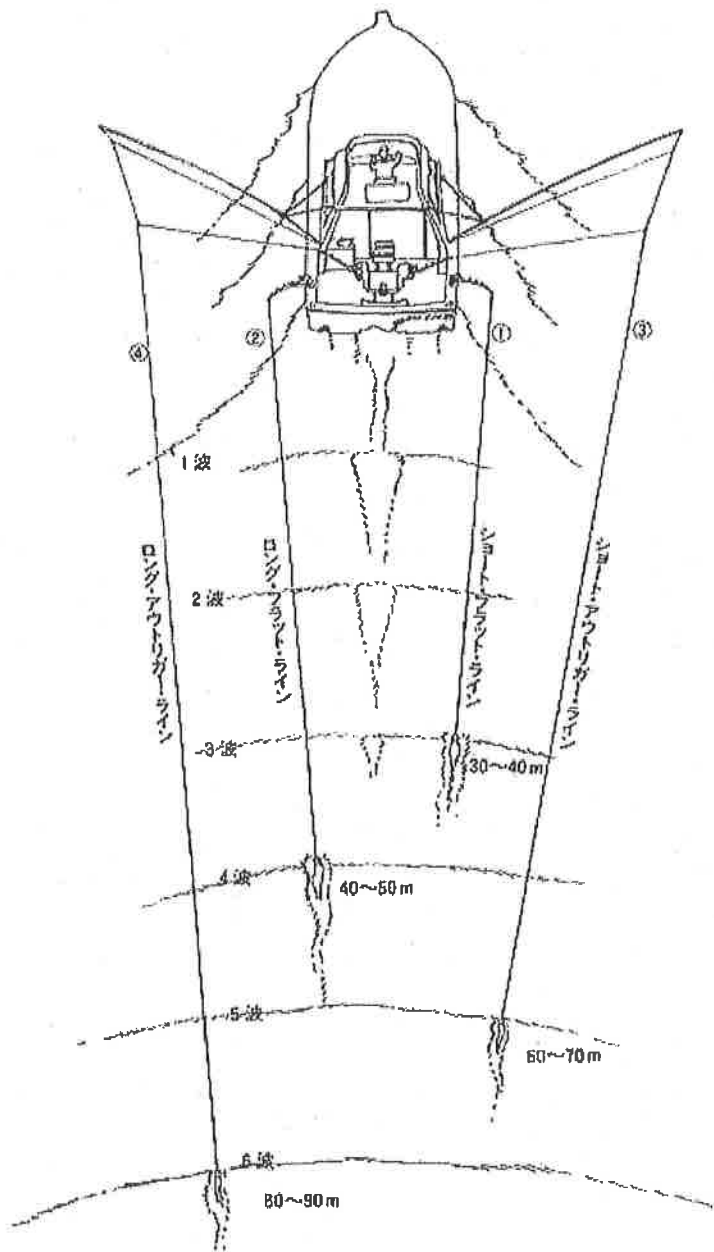
- ① 採捕の経過・数量
- ② 漁業者への影響
- ③ 地域振興の貢献度

大会海域図面



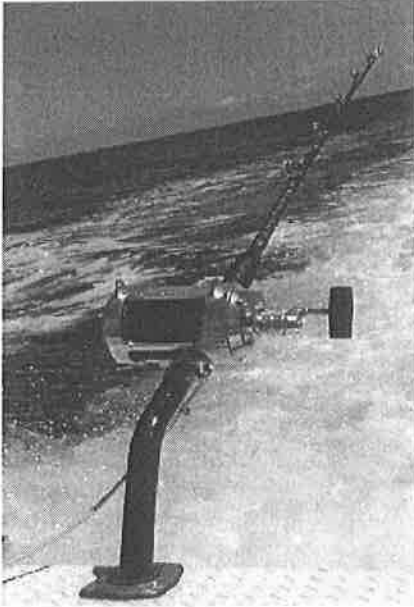
カジキの釣法

カジキの釣り方は、下の図のようにボートの後ろ側（船べり）の竿立てにロッドをさし、ルアーをセットした釣り糸を走りながら曳く「トローリング」という釣法をとります。

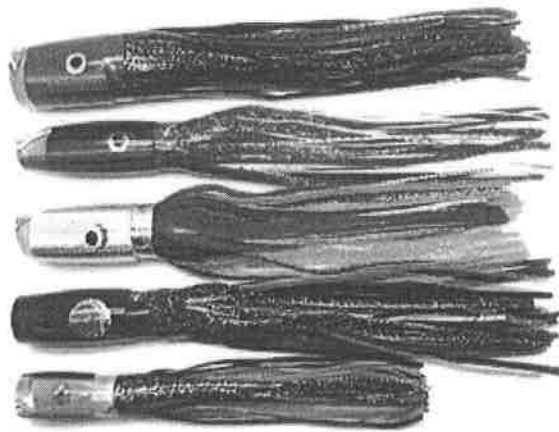


カジキ釣り具 (タックル)

カジキ釣りに使う道具は一般的に「タックル」と呼ばれ、ロッド、リール、ライン、ルアーのセットを言います。また、大会などでは、ゲーム性を重視するため、細い糸 (ライン) で釣るほど、高い得点を得られます。



ロッド、リール



ルアー



ライン

ラインの種類 () 内が破断強度

- 130ポンド (60kg)
- 80ポンド (37kg)
- 50ポンド (24kg)
- 30ポンド (15kg)

誓約書

令和3年に開催されるカジキ釣り大会（2021 大洗カジキ BIG-1 カーニバル）において特別採捕許可を受け出艇する際は、下記事項をはじめ、許可の内容、許可の制限及び条件を遵守し、本艇の出艇日毎の航行記録及び採捕記録報告書の提出することを誓約します。

また、誓約が遵守できない場合は、期間の途中で特別採捕許可が取り消しとなっても異議申し立てをせず、次年度以降について許可されない場合があることを承知します。

令和3年 月 日

船 名

住 所

船長氏名

（自 著）

印

茨城県知事 大井川 和彦 殿

記

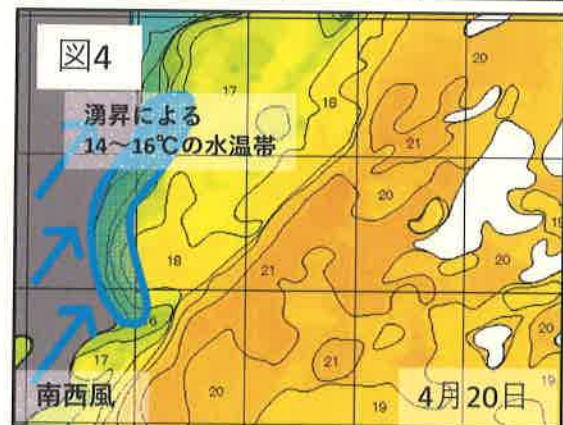
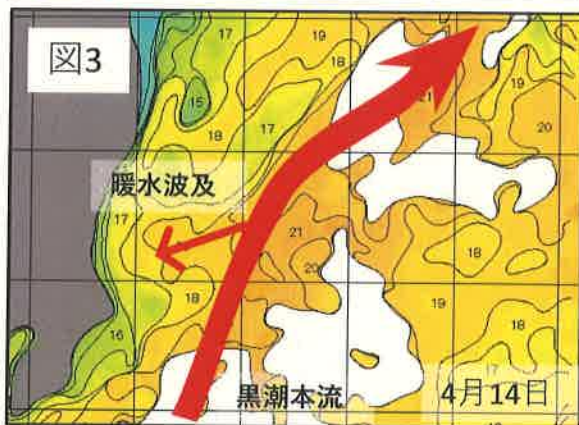
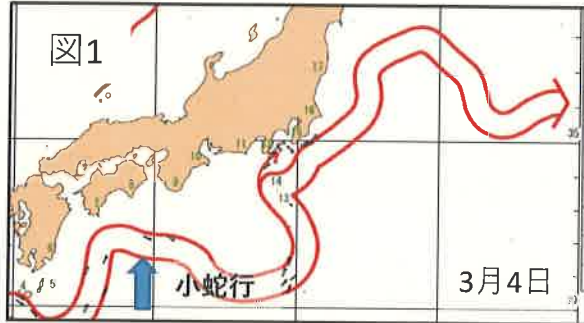
- 一 採捕を行うときは、規定の標旗を船舶の見易い場所に掲示します
- 一 出艇日は7月から9月の土日祝日のみとします
- 一 採捕は茨城県距岸10海里から20海里の範囲で行います
- 一 操業船の3マイル以内でトローリングを行いません
- 一 知事の指定した茨城県の職員の乗船又は立会を拒否しません
- 一 採捕した水産動物は、販売しません
- 一 採捕終了後は、速やかに所定の報告書を提出します（出艇日ごとの航行記録及び採捕実績報告書）

令和3年3月に発生した黒潮小蛇行による本県海域への影響

令和3年6月23日
水産試験場 回遊性資源部

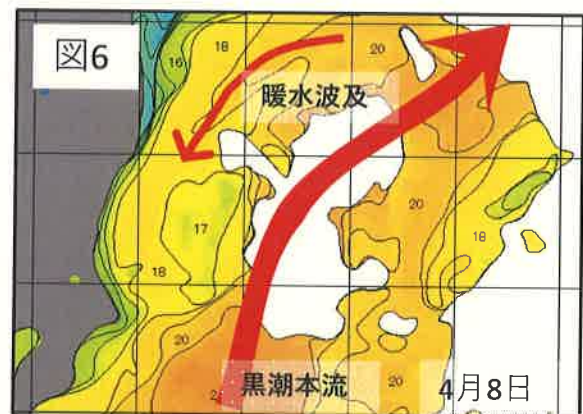
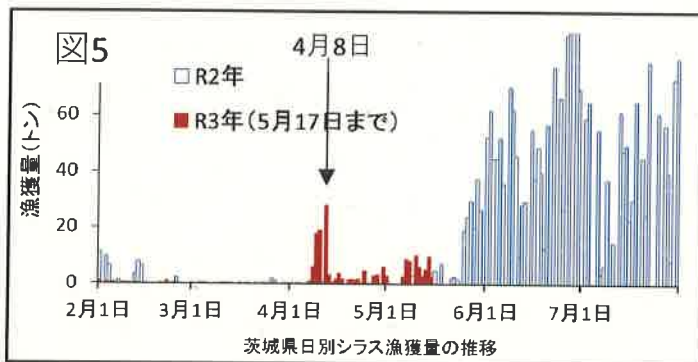
【小蛇行通過による暖水波及の有無】

- ・3月4日室戸岬沖に小蛇行（3月12日の調整委員会にてご説明したもの）が発生（図1）。
- ・その後、徐々に東進し4月14日には犬吠埼沖を通過したことを確認（図2）。
- ・同日の衛星画像によると本県沖の黒潮から暖水が波及していることを確認（図3）。
- ・4月20日の衛星画像では南西風が卓越した影響で沿岸域で湧昇が発生し、沿岸域の水温が低下した（図4）。



【黒潮北偏とシラス漁獲の関係について】

- ・4月にシラスの漁獲が増加したのは8日前後である（図5）。
- ・4月8日の衛星画像では福島沖から暖水が本県沿岸を南下していた（図6）。
- ・北部からの暖水波及は小蛇行によるものではなく、黒潮の北偏が影響していると考えられる（図7）。



<まとめ>

4月14日の小蛇行通過によって本県海域に暖水が波及したがシラス漁獲の増加は一時的であった。
今後も黒潮の北偏は継続し、本県沿岸域には断続的に暖水が波及する見込み。